

第23回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月8日(金) 午後1時30分から午後4時30分

2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室

3. 出席委員(16人)

会長	1番	内野敏一
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(3人)

会長職務代理者	2番	西原芳幸
委員	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸

5. 議事日程

議事

- 議案第192号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第193号 非農地証明願について
- 議案第194号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第195号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第196号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第197号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第198号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- 議案第199号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認に

ついて（所有権移転）

6. その他

- 1) 農地法施行規則第29条第1項の規定による届け出について（報告）
- 2) 農地改良届出の取下げについて（報告）
- 3) 非農地証明願の取下げについて（報告）
- 4) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（12月認定分の資料）
- 5) 今後の予定について
- 6) その他

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	芝	崎		僚

事務局

平野副会長による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

副会長

こんにちは。

本日は職務代理者が欠席ということで、代理になりますのでよろしくお願ひします。

今年に入って初めての総会でございます。皆様、新年明けましておめでとうございます。東京とか3県辺りで緊急事態宣言も出されてされておりますし、また福岡県のほうでは388人の人がかかっております。そういうわけで、この農業委員会も今後の事業の在り方につきましても、今後どうなるか分かりませんが、今年もいい年になりますようにしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより第23回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、西原委員と宗委員と磯部委員の3人の欠席の連絡を受けております。

総会成立宣言を行います。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のために省略をいたします。

本日の出席は現在16名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。以上です。

事務局

ありがとうございました。

内野会長の議長挨拶をお願いします。引き続き議事録署名人の指名をお願いします。

議長

— 省 略 —

議事録署名人を指名いたします。議事録署名人は原田正成委員と丸山文子委員でお願いいたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第192号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員の選任並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、あっせんの申出につきまして、事務局のほうから説明させていただきます。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

2ページに戻っていただきまして、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、4件申出が出ております。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、あっせん推進委員さんとあっせん農業委員さんを指名いたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、あっせんのある地域はあっせん候補者の選定をお願いいたします。ほかの委員の方は暫時休憩いたします。

(休 憩)

議 長

それでは、候補者の報告をお願いいたします。
まず、受付番号1番の分はどなたになりましたでしょうか。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長

それでは、受付番号2番の分はどなたになったでしょうか。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長

それでは、受付番号3番の分ですね。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長

それでは、4番のほうをお願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議長

それでは、もう一度確認で、事務局よりもう一度確認をお願いいたします。

事務局

【地区別にあっせん委員を指名】

議長

それでは、あっせん成立に向けてよろしくをお願いいたします。

議長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の12ページをお願いします。
議案第193号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、非農地証明願ということで6件出ております。
まず、1番を推進委員、報告をお願いいたします。

推進委員

12月23日に現地調査を行いました。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果、議案書の15ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の2ページをお願いします。

現地は竹林化しており、農地として復元困難であると言える状況でしたので、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議長

続きまして、番号2番の分をお願いいたします。

事務局

推進委員が欠席ですので、事務局が代わりに説明いたします。
議案書の12ページをお願いいたします。
12月23日に現地調査を行いました。
受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の17ページの地図をお願いします。また、現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いします。

現地は昭和52年に農地転用許可を受けた後、20年以上にわたり資材置場として使用されていました。現在は大工さんを辞めてあるため資材は置かれていませんが、農地転用後20年以上にわたり資材置場として使われていたことが確認でき、農地としての復元が困難であると言える状態でしたので、非農地であるという意見でまとめられました。以上、報告いたします。

議長

続きまして3番を推進委員、お願いします。

推進委員

報告いたします。

12月23日に現地調査を行いました。

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果、議案書の19ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の5から7ページをお願いします。

全部で4筆願い出があり、1筆は、レモンやツブキが植えられており、農地として利用されている状況でした。よって、非農地とは認められないという意見でまとめられました。もう1筆は、建築物の一部として使用されているものであり、建築物は20年以上経過しているため確認できるため、非農地であるという意見でまとめられました。もう1筆は、周囲の状況から見て、農地として復元しても継続利用することができないと見込まれたため、非農地であるという意見でまとめられました。最後の1筆は山林化しており、農地としての復元が困難であると言える状況でしたので、非農地であるという意見でまとめられました。以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、4番を事務局のほうからお願いいたします。

事務局

議案書の14ページをお願いいたします。

12月23日に現地調査を行いました。

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の21ページの地図をお願いいたします。また、現地調査説明資

料の8ページと9ページをお願いいたします。

現地は大部分が耕作可能な状態であり、非農地であるとは認められないという意見でまとまりました。以上、報告します。

議長 それでは、番号5番を推進委員、お願いいたします。

推進委員 議案書の14ページをお願いします。

12月23日に現地調査を行いました。

受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果は、議案書の23ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の10ページと11ページをお願いします。

現地は周辺の状況から見て、農地として復元しても継続して利用することができないことが見込まれるため、非農地であることで意見がまとまりました。以上、報告いたします。

議長 それでは、最後に6番の分を推進委員、お願いいたします。

推進委員 議案書の14ページとなります。

12月23日に現地調査を行いました。

受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果、議案書の25ページの地図と現地調査説明資料の12ページと13ページをお願いします。

現地は住宅への進入路として20年以上使用されており、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議長 ありがとうございます。

事務局、この2番の用途変更のあれはせんでよかごとなとったと。

事務局 こちら非農地証明発行においては、用途が当時の転用許可の用途が変わった分については、こちら県のほうにも確認しまして、実際大工さんというところでの資材置場の状況が確認されたという部分で、用途というよりも、この内容での非農地証明を発行することには問題ないという意見をいただいております。

議 長

はい、分かりました。

ただいま報告がありました。3番の1筆と4番が非認定相当だということ
と出ております。何かこれにつきまして質問、意見がありましたらお願い
いたします。ありませんでしょうか。どうぞ。

農業委員

4番についてお伺いしますが、別冊資料の写真を見たら、重機が稼働
した痕が見て取れるんですが、現地状況としては畑を事前に整地したよう
な形だったんでしょうか。

議 長

事務局。

事務局

現地を見に行ったんですけれども、開墾しているという言葉のほうが近
いような気がします。何か重機で切り開いたような状況ではありました。

農業委員

次の準備をしているというふうな状態だったんですか。

議 長

そうですね、あそこは大体が平地で大きな木も何もなく、耕作できる
ようなところに重機が入って、またそれをきれいに整地しているというよ
うな格好でしたので、これは非認定相当だというふうに判断しておりま
す。事務局。

事務局

そうですね、非農地証明願のほうが12月15日に出て、申請の理由と
いうか、現況は山林であるというところで報告が上がっているんですけれ
ども、これ以後、非農地調査を行ったときに、この現地の、今資料として
添付している写真の状況というところで、現地調査の時点でこの状況だ
ったという内容でございます。

議 長

何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に移ります。

まず、3番の1筆と4番を除いて、あとの分で認定相当と思われる方
の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

それでは、3番の1筆と4番につきまして、非認定相当だと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の28ページをお願いいたします。
議案第194号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長 それでは、3条の規定につきまして、番号1番は事務局より報告をお願いいたします。

事務局 番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議長 続きまして、番号2番をお願いいたします。

農業委員 受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議長 それでは、番号3番をお願いいたします。

農業委員 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議長 続きまして、番号4番をお願いいたします。

農業委員 受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 続きます、番号5番をお願いします。

副会長 受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 続きます、6番、7番を続けてお願いいたします。

農業委員 受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは、7件の3条申請が出ております。これにつきまして、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら審査表について、事務局、お願いします。

事務局 申し訳ございません。審査表に印刷誤りがあります。番号1の5項目は「いいえ」に訂正願います。農地法第3条第1項の規定の許可申請につきましては、27ページに記載しておる7つの項目で審査していくものでございます。

こちら1つでも「はい」という部分がつけば許可不相当という判断にはなりますが、今回全ての案件が許可相当であると、書類上では許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議 長 それでは採決に移ります。

1番から7番まで、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

そろそろ1時間になりますので、ここで休憩を取りたいと思います。40分から始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

議 長

おそろいですので、審議に入りたいと思います。事務局。

事務局

議案書の34ページをお願いいたします。

議案第195号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、第3調査部会の藤嶋副会長の現地報告並びに調査部会の審議結果の報告をお願いいたします。

副部会長

それでは、議案書の34ページをお開きいただきます。

議案第195号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。
番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の35ページの地図をお願いします。それと別冊資料の14、15ページもお願いいたします。

今回、センダンの植林をしたいという申請であります。事前に植林がなされておりまして、始末書の添付をしております。農地区分は第2種農地で、ほかに代替地がないものですから問題はありません。

第3調査部会としましては、関係各課からの支障となる意見がないことや、ほかの農地に影響がないことから許可相当と判断をいたしております。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の38ページの地図をお願いします。それと別冊の現地説明資料の16ページと17ページもお願いします。

今回、申請人が現在住んでおります家のほうを子供さんに譲られまし

て、離れを建てて、そこに住みたいということで申請をされております。現地を見に行きまして、農業用倉庫が建築されておりました、この敷地面積が200平米を超えておるため、今回農業用倉庫の建築についても申請がなされておる状況であります。この農業用倉庫については事前に着手がされておりました、始末書を添付されておられます。農地区分は第2種農地ということでありまして、ほかに代替地がないことから問題はありませ

ん。

第3調査部会としましては、都市計画課のほうに2戸の住宅所有ということのできるかというようなことを確認いたしております。今回の申請計画については、住宅ではないということでありまして、また、別の課の方の支障となる意見がないことから、また既存農地への影響がないことから許可相当であるというふうに判断をいたしております。以上です。

議 長

それでは、2番につきまして、事務局、もうちょっと詳しく。

事務局

先ほど副部会長のほうからありましたとおり、第3調査部会のほうで、こちらがいわゆる市街化調整区域で、申請人が建物を所有してある状況でしたので都市計画課に確認ということになりました。

こちら、議案書の41ページになりますけれども、こちらに倉庫が建っておる部分と、今度離れを建てたいという申請でございます。

現地調査に行った際に、農業用倉庫につきましては既に建っておりましたけれども、200平米未満であれば許可不要な案件でございますけれども、現地を見たところ、どうも280、300あるんじゃないかというような敷地でございますので、こちらのほうも追認が必要だという指導の下、今回目的を付け加えたわけでございます。

それと、一番ネックと考えておりましたのが、申請地が市街化調整区域内で、いわゆる建築物を制限している区域内に同じ方が2戸の住宅を所有できるものなのかということが調査部会での争点でございました。こちら都市計画課に確認しましたところ、議案書の42ページのほうを御覧いただきたいんですけども、都市計画課のほうに確認するに当たっては、住宅かどうかということがポイントでございました。都市計画課が考え得る住宅につきましては、その建物にバス、トイレ、キッチンの3項目がそろっておれば住宅、そろっていないければ離れといいますか、建物ではあるけれども住宅という認定はしませんというところでございます。

この配置図を見てみますと、トイレが2つというところでその3要件、バス、キッチンという部分が欠けておる建築計画でございますので、都市計画課としては、この分につきましては住宅ではない、いわゆる2戸所有するものではないんですということ、こちらの分については支障がないというところの見解でございました。今回、当初は住宅建築という目的で

ございましたけれども、農業用倉庫も加えた内容の申請になっておるとい
う内容でございます。以上でございます。

議 長 それでは、4条につきまして何か質問、意見ありましたらお願いいたし
ます。どうぞ。

農業委員 今回の住宅、離れというふうな見解と言われましたけど、結局、今まで住
んでおった家は息子さん夫婦に譲って離れを建築したいということで、こ
の図面を見ますと、離れにしては部屋数がちょっと多いんじゃないかな
というふうに思うんですけど、建てておいて後から風呂場とかキッチン
を造った場合はどういうふうになるんですか。

議 長 事務局。

事務局 推測で判断というのは難しいんでしょうけれども、恐らく都市計画課の
ほうの指導も入ると思います。現在の住宅部分については、例えば子供さ
んに贈与しないと改築は認められませんよというような指導が、仮におっ
しゃるように、その想定はできるんですけども、建築確認申請も都市計
画課を経由しますのでそういう指導が入ると思います。

部屋数については、申請人夫婦と妹さんが入る計画で、3名居住とい
いますか、ここに住むという計画でございますので、この間取りになったの
ではないかと思えます。以上です。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、一般基準の説明をお願いします。

事務局 農地法4条許可申請につきましては、32ページに記載しております一
般基準というものと、こちら34ページに記載しておる立地基準によって
可否を判断するものでございますけれども、まず32ページの一般基準で
すけれども、2件とも「適当である」とか、「該当がない」とかという部
分でクリアするものでございます。

34ページの立地基準でございますけれども、1番につきましても農地
の広がりがないというところで、あとは代替地もないというところでご
います。この申請につきましては、申請人のすぐ南側のところで、ここ
以外ないというところがございますので、こちらはクリアするものと。

2番につきましても、こちら字図で示しましたとおり、周囲には住宅等

があって、ほかに代替地となるようなものも該当しないということで、2つとも立地基準も満たすと考えております。

よりまして、一般基準、立地基準とも書類審査上はクリアするものだと判断されるのではないかと思います。以上でございます。

議 長

それでは、第4条につきまして採決を行います。

4条の1番、2番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の46ページをお願いいたします。

議案第196号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」御審議をお願いいたします。

内容につきましては、事務局のほうで説明させていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちら計画変更承認としまして、申請人が、昭和53年の8月に5条の住宅建築目的での農地取得をしておりました。当初は、申請人が両親の家を出ると、独立するために、ここに住宅を建ててという目的での転用許可を得たわけでございますけれども、理由書によりまして、資金の関係や転用手続の最中にお父様が亡くなったということもあり、結果としてお母様と一緒に暮らすようになったということで、今回のこの土地につきましては住宅建築を断念して今に至ったと。今回、譲受人のほうから資材置場でどうでしょうかという相談があったというところで、今回計画変更承認を受けたいという内容の申出でございました。

こちら計画変更申請につきましては、議案書の46ページに書いておりますけれども、まずは、今回は、ここで言う③事業主体の変更と併せて転用計画の変更という内容での計画変更承認申請となっております。

なお、こちらは昨年11月の農業委員会総会のときに非農地証明という議案で上がりましたが、現地の状況からして非農地ではないという判断もあった中で今回農地法の手続を取りたいという内容でございます。

説明につきましては以上でございます。

議 長

この件につきましては5条のほうで出てきますので、そちらを許可という格好になれば、こっちも承認というふうな格好に持っていきたいと思いますので、ここの分につきましては後で採決を取りたいと思っております。

また、質問に対しましても次の議案に出てきます5条1項の規定による許可申請の中でこの議案が出てきますので、その中で質問等も受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、次の議案で。事務局。

事務局

議案書の48ページをお願いいたします。

議案第197号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、藤嶋副部長より報告をお願いします。

副部長

番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

地図については50ページ、50ページの地図をお願いしたいと思います。別冊資料については18ページと20ページをお願いいたします。

昨年12月に農振除外許可ということになっております。今回農振除外の目的と同じでありまして、33戸の建て売り住宅の申請となっております。農地区分は第3種農地で、問題はありません。

第3調査部会としては、文化課の関係で本調査の予定という意見が出ておりましたので、県のほうに確認をいたしまして、文化財の協議が調ったということをお前提に受付は可能であるということが出てきておりますので、今回の転用の申請は開発許可が伴う案件でありまして、関係各課の協議が調いますことや、周辺の農地への影響がないことから、許可相当ということで判断をいたしております。

続きまして、番号2です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

先ほどの案件ですけれども、58ページの地図をお願いいたします。それと別冊の21ページと22ページをお願いしたいと思います。

先ほどの議案でありました計画変更承認申請の場所と同じだということになります。現在、資材置場の拡張という内容となっております。農地区分は第2種農地でありまして、ほかに転用の代替地がない場合は問題ありません。ただ、排水計画や資材の配置計画については不備であるという状況であるということで、また、現在の資材置場の状況が確認できないようなこともあって、図面の差し替えを指示しておるという状況であります。

第3調査部会としては、意見では、審議未了という意見としておりますけれども、差し替え図面なり出てきましたので、その提出資料と併せてこの総会において判断したいというふうに考えております。

議長

3番は事務局が読みますので、4番をお願いします。

副部会長

4番ですね。

【議案書に基づき読み上げて報告】

68ページの地図をお願いいたします。それと別冊の説明資料の25ページと26ページをお願いします。

こちらは昨年12月に農振除外の許可が出ております。また、令和元年の10月に非農地証明書を発行したとき、太陽光発電施設整備として一体利用する計画となっております。農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないため問題はありません。

第3調査部会としましては、排水計画もされており、関係各課から特に支障となるような意見もないことから、また周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断をいたしております。

続きまして、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の74ページの地図を見ていただきたいと思います。それと別冊の現地説明資料の27ページと28ページをお願いいたします。

この申請は、先月の総会において継続審議として判断をした案件であります。継続審議の内容として、タイヤ、ごみの撤去や具体的な資材の配備計画が確認できなかったということで継続審議というふうになっております。農地区分的には第2種農地でありまして、ほかに転用の代替地がない場合ということで問題はありません。

第3調査部会としては、継続審議の案件ではありますけれども、別紙の

申請の理由、それから配置計画、必要性もありまして、特に関係各課からの支障となる意見がないことと、周辺農地への影響もないということで、最終的には許可相当と第3調査部会としては判断をいたしております。以上、報告いたします。

議長

それでは、番号3番について、事務局より報告をお願いいたします。また、1番と2番についても、もうちょっと内容を詳しく説明をお願いします。

事務局

まず、1番でございます。こちら譲受人のほうで建て売り住宅の開発計画が上がっておりまして、農地法の許可申請のほうと開発許可申請のほうも同時進行で行う案件であるんですけども、今回、文化課のほうから本掘の調査が、試掘は済んでおるとい部分で、試掘が終わった後、結果が出まして、本掘調査が必要ですよという内容で文化課のほうから意見が出ております。

副部会長のほうからありましたとおり、どっちが先なんだという話ですね。本掘が終わった後に開発許可申請とか農地法の許可申請をするものなのか、または開発許可、農地法許可を取った後に本掘に入るものなのかというところ、どっちなんだろうというところを県の水田農業のほうには県の都市計画課のほうに考え方をちょっと示してもらえんかというところでお尋ねしたわけでございますけれども、県のほうも、いずれのほうでも行けると。本掘調査が終わった後許可申請という流れもあれば、許可が終わった後、その許可の着手まで、実際転用の着手の間にその本掘調査のスケジュールが分かれば許可もできる案件だということでもございました。ですので、今回副部会長のほうからありましたとおり、県のほうも文化財の分につきましては協議が整う、文化財だけで審議を延ばさずに協議が整うものだという前提を基に審議のほうを諮っていただきまして、調査部会として文化財の本掘を許可後にするのか、前にするのかという部分については、方向性が決まっていな中、書類を預かりっ放しになるわけにもいかんというところで、文化財の分については整うものだと、支障がないものだという判断の下、審議をしたというものでございます。

2番の分につきましては、副部会長のほうからありましたとおり、61ページに配置計画が出ておるわけでございますけれども、今回、不動産取引業というところで資材置場にしたいという内容でございまして、こちら61ページに今回配置計画とか雨水の部分がかかれております。排水計画につきましては、北側といいますか、図面でいけば左側のほうが土地が高い状況でございまして、左側から右側に雨水、高さが勾配も取れておりまして、ここで自然浸透という排水計画が出てきたというところと、調整池を設けるという部分でございまして。

当初、調査部会の中には、この配置計画の中で駐車場の枠とかが入っていたり、きちっとした何の資材を置くかという部分についても図面上明示がございませんでしたので、今回、総会前にこういう配置計画をしますというところで出てきております。

今回、この申請地に油圧ショベル、重機のほうとかまき等の資材を置きたいという計画で申請が上がってききましたので、この内容で御審議という部分、調査部会の段階ではこういう図面等が不整備だったというところもありまして、内容的には資材を置くんだろうけれども、どういう資材を置くのかという部分が明確ではなかったもので、今回、この細長い枠の資材という部分については伐採木を置きますとか、下の大きめの長方形にはドラム缶やコンクリートブロック、砂利、真砂土という部分でこういうスペースで使いたいと。当然、こちらの土地の入り口につきましては、北側といえますか、図面の左側から入ってきますので、真ん中については通路という形で使用をしたいんだという計画図面が出てきておる状況でございます。

2番につきましては、調査部会の中では具体的に何を置くのかなと、不動産取引業というところでどういう資材が必要なのかなと、具体的な資材の配置、名称が出てきておりませんので、今回出てきたという状況でございます。

1番、2番については以上でございます。

3番につきまして御説明したいかと思えます。

まずこちらは、第3調査部会のほうでも現地調査は行っていただいております。こちら調査部会当初は駐車場というところで農作業用の駐車場として使用したいんだという申請が出てきました。

今回、事務局のほうから譲受人が使うのに間違いないとよねという確認をしたところ、議案書の63ページにちょっと理由書をつけておりますけれども、転用目的が貸駐車場だという部分で新たに代理人のほうから出てきました。今回、こちらに記載の理由書を読み上げますと、譲受人が現在隣接する耕作地の通作者に貸すための駐車場としたいんですという理由書がついてきている状況でございました。

こちら、ポイントといたしましては、なぜ譲受人が買わないのかということが出てくるものかと思えますし、転用の理由が貸駐車場というところがございますけれども、譲受人も当然使うんですけれども、6割ぐらいは通作者が使うものだろうというところで貸駐車場なのかなというところでこの理由書がついてきたわけでございます。

実際としては貸駐車場と議案書には書いておりますけれども、ここを駐車場でもいいのではないかという意見をいただければ、目的につきましては変更可能かと考えておりますけれども、こういう貸駐車場につきましては、自分が使わないのに他人のために買って貸すんだというようなやり方

につきましては、県のほうからも農地法の手続上は慎重に、その必要性を見極めてくださいという内容でございました。こういう貸駐車場というところで理由書が出てきましたので、事務局提案というところでさせていただいております。3番につきましては以上でございます。

議長　それでは、5条の申請が、今報告がありました。皆さんの質問、意見をお伺いいたします。どうぞ。

農業委員　ここ周辺に農地があるわけですが、駐車場ということは、乗用車を止める駐車場なんですかね。結局、我々の考えからすると、畑の近くまで車で行かれたほうが、色々と運んできたりするとき便利やと思うんですけど、ちょっとこれ理解しがたいんですが。

事務局　目の前も作っておるんです。

農業委員　うん、ここもあるたいね。こっち側もどれぐらい距離があるか分からんけどさ。

議長　ここの周辺の道が細いんです。そいけん止めたらもう、その申請地の前辺りに止めたら行き来ができないというぐらいで、そして、ちょっと大きいほうに行くと、ちょっと邪魔になるというふうな道路ですね。

事務局　そうですね、こちらは駐車スペースとしては面積も少ないことですし、大体1台ぐらいしか止まらないだろうというところですね。農作業用の車を使いたいということで、申請地につきましては、結局通作者が今借りている土地については、この申請地の道路を挟んですぐ真向かいにあるという位置づけでありますし、譲受人も近くを借りてやっております。

議長　何か質問、意見がありましたら。

農業委員　これは3番に限ってですか。ほかのともいいとですか。

議長　ほかのもいいですよ。どうぞ。

農業委員　5番の件ですが、これは昨年第2調査部会で審議して、継続審議ということだったんですが、問題は資材置場ということで何の資材を置くか、それは今度手書きで、文書で載っておりますので、こういう資材を置くんだなというのは分かるんですが、職業は何をしているのかというところが分からんやっとなんですけど、職業は個人事業主と書いてあるんですよ。会

社以外はみんな個人事業主と思うんですよね。個人事業主というのは職業には多分ないと思うんですが、それと、排水が一番上やったからですね、あの土地が。雨の降ったときは自然排水、自然浸透というふうな考え方もありますが、この断面図を見ても、ちょっとなかなか排水は、傾斜は書いてありますので分かりますが、あと水路への流れ込みとかは大丈夫なんでしょうかね。

事務局

ここは排水計画でいきますと、実際の水路が申請地にはないという状況ではありますね。道路側溝というのもないという状況でございます。申請地のすぐ右側に舗装された道路があり、下側といいますか、こちらが砂利道の道路でございます。75ページの字図を見ましても、その排水路的な環境はないという状況です。譲受人の考えでは、実際勾配的には管を設けるとかというのが近くにないというところもありまして、自然浸透と考える部分と、こちらの配置計画にあるように、一か所にたまって、残りはじゃんじゃん流れんとやないかなという部分を考えてあるようです。

例えば砂利を敷いてとか、ここをコンクリートにしてとか、アスファルトにしてとかという整地計画はなくて、現状の状況で極力活用したいという申請内容でございます。

自分たちも個人事業主という表現がどうなのかということなんですけど、こちら78ページに申請の理由ということで本人から提出いただいておりますけれども、庭の仕事であるとか、アパートの塗装の仕事、片や家のリフォームを手伝っておるとかという部分が78ページの理由書の中に記載されておまして、また塗装、いわゆる足場材も要ってきたりとかという部分もあります。自分がメインであるということではないんでしょうけれども、こういう多種の仕事をやっておるといふ部分については申請理由に記載されてある業種といいますか、仕事はされてあるという内容でございます。メインとしては庭造りというところがメインになるのかなと思いますが、塗装であったりとかリフォームという部分がありますので、御本人のほうが自営というか、個人事業という表記になったものかと思っております。

議長

ほかに何かありましたら。

(質問、意見なし)

議長

それでは、5条につきまして、基準審査等の説明をお願いします。

事務局

農地法の4条ないし5条につきましては、こちら32ページに書いておる一般基準という部分と、この33ページにつきましては、さっきの議案であります計画変更承認に係る審査事項ということで載せております。あ

とは、こちら議案の各番号に書いてある立地基準というところで、48ページ以降に記載しておる立地基準で判断するものでございます。

こちら、まず5条許可申請のほうから申し上げますと、1番から資力・信用というところがあるんですけども、これから以降「適当」とか「該当がない」とかという部分で一般基準上は満たしておるというところでございます。

次に、立地基準でございますけれども、議案書の48ページから書いておりますこの1番でございますけれども、こちら深江駅から300メートル以内のところでございますして第3種農地、いわゆる原則許可できる場所でございますので、こちらはクリアするものということでございます。

2番につきましては、こちらもほかに代替地がない場合は許可できるというものでございますので、こちらのほうも基準をクリアするのではないかと考えております。

3番につきましては、こちら申請地自体は小さい土地でございますけれども、周囲に農地が広がっておる関係で第1種農地という判断基準でございますけれども、今確認していただいたとおり、農業用施設につきましては不許可の例外に該当しますので、こちらもクリアするものかと思っております。

4番でございますけれども、こちら非農地証明とか出した関係もあり広がりが少ない農地という位置づけでございますし、ここしかないというものでございますので、代替地がないということでございますので、こちらも立地基準上クリアしているものということでございます。

5番でございますが、こちら農地の広がりが少ないところで第2種農地となりますので、こちら代代替地がない場合は原則許可できるということでございますので、この案件につきましては一般基準、立地基準ともクリアするものと考えられると思います。以上でございます。

議 長

それでは、採決に移りたいと思いますが、それぞれにちょっと問題があったところでもあります。一件一件採決を取りたいと思います。

番号1番につきまして、これにつきましては文化課なり農林水産課の意見もたくさん出ております。これをクリアといいますか、文化課は後でも採掘してもいいということで、先に、これが全部クリアすれば許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

それでは、2番につきまして、今度図面が差し替えになって出てきました。また計画変更も併せて許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ですね。

それでは、3番の分です。許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

それでは、4番の分ですが、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

それでは、5番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ですね。

ありがとうございました。

議長

それでは、次の審議に移ります。事務局。

事務局

議案書の80ページをお願いいたします。

議案第198号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

内容につきましては、農業振興課の担当が見えておりますので、こちらをお願いいたします。

議長

それでは、農業振興課のほうより説明をお願いいたします。

農業振興課

よろしくをお願いいたします。

農業経営改善計画の認定に係る意見聴取ということで、農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者になりたいという申請に関する御意見をいた

だくという形でございますけれども、今回新規に農業経営改善計画の認定申請が上がっておりますのが1件、資料のほうは81ページに、その概要を記載させていただいております。

また、82ページから84ページが、今回申請があつている農業経営改善計画書となっております。

こちらの計画について、申請者はトマトの経営をされております。研修を受け、研修先の生産施設を継承して、令和元年4月から農業経営を開始している農業者になります。

経営面積は48アールと個人経営としては比較的大きな規模となっておりますけれども、今後の農業経営の改善の方向性としましては、ハウスがやや老朽化しておりますので、老朽化した施設を改修・改善、今ある施設のある程度手を入れながら、あわせて統合環境制御装置を導入して温度管理や二酸化炭素濃度の管理をして、トマトの品質向上と収量増加に取り組んでいきたいという計画になっております。

計画内容としては、農業経営の改善に向けた内容となっており、認定相当であると考えているところです。

説明については以上でございます。

議 長

ただいま報告がありました。何か質問などありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、採決に移ります。

申請に対しまして承認と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の85ページをお願いいたします。

議案第199号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」でございます。所有権移転の内容でございます。

それでは、説明をさせていただきます。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

この案件につきましては、昨年の11月の農業委員会総会で市長への買入れ協議の申入れを行った案件でございます。11月の総会におきまして、所有権移転の申出があった中で買い手が見つからない、また認定農業者への利用集積を進めたいという状況でございましたので、農業委員会のほうから糸島市長に対して、かつ県の農業振興推進機構に対して買入れ協議を行うことを議案として諮りしまして、可決後に買入れ協議を市長に申し入れをしておりました。また、その要請を受けた市長から推進機構に買入れ協議を申し入れされた部分でございまして、今回買入れ者の協議も整い、併せて機構と税務署との協議も整ったと、全ての協議等も整ったので、今回機構のほうがい入れるという申請が上がったということでございます。

続きます、番号2番です。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上3件でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま集積計画につきまして報告がありました。何か質問、意見ありましたらどうぞ。

農業委員

1番の件ですけど、普通売買は農業委員会が中心になってするんですが、こういうふうに市長への申入れがあった場合はどういうふうなルートで買い手を見つけてされるんですかね。ちょっとそれが気になったものですから。

事務局

確かに農業委員会のあっせんとかという部分については農業委員さんや推進委員さんが、売り手と買い手の調整等をさせていただいておりますけれども、この推進機構に関しては、取引する中で、その地域の担い手の方であるかどうかという部分も含めて農業委員さんのほうに、機構を通してしたいという部分については情報提供といいますか、農業委員さんのほうにもこういう取引をしていいかという確認をしながら進めていくものではございます。今おっしゃったように、農業委員会のほうが市に対し

てした場合、市長のほうも、じゃあ誰が適当かということになってくると
思いますけれども、結局この分につきましては、市長のほうからは地権者
の方と推進機構のほうに進めなさいよと、調整できた場合には、報告して
くださいというところがございますので、実際は地権者等から、例えば地
元の委員さんを通じてとか、地元の農業者、そういうところで探していく
ものだと思っております。

機構の売買につきましては、相手方が決まっておかんと基本は事業を進
められないという部分については御承知かと思うんですけれども、この議
案に関しましては、調整ができましたので機構が譲り受けていいものか
というところがございます。

議 長

よろしいですか。
ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に移ります。
集積計画につきまして、同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次のその他のほうに移ります。

事務局

それでは、議案書の86ページでございますけれども、こちら報告事項
でございまして、2アール未満の農業用倉庫の建築ということで、届出が
上がってきておりますので地図等をつけております。御覧いただければと
思っております。

89ページでございますが、こちら農地改良届の取下げということで報
告でございますが、こちら先月の12月総会におきまして、農地改良届が
上がってきておりまして、継続審議という部分でコンクリートの殻である
とか、大きな石であるとかという部分を1月総会に諮る前に撤去してくれ
というところでやっておりました。大分改善はありましたが委員さんのほ
うからも、この状況では、まだ審議ができない部分もあり地権者のほうか
ら取下げ願が出ておりますので報告させていただきます。

次の90ページでございます。こちらの非農地証明願につきましても、

12月総会の継続審議案件でございます。こちら現地調査をした結果、12月総会のときにも願い出地にソファーとか、車のぼろぼろになった部分とかまだ残っておったというところと、地元委員からも、撤去しないといかんよということで申請人のほうにも重々伝えておった中で、また12月の第3調査部会の現地調査におきましても、現地のほうが改善がなかったというところでございます。こちらにつきましても、非農地証明願につきましては、違反行為ということにつきましては判断しないこともあり、現地の改善がなかったということで取下げが提出されましたので報告させていただきます。

91ページにつきましては、経営改善計画の認定の更新に係るものと新規に係るものですかね、こちらの12月審査分のほうを載せておりますので、御一読いただければと思います。

すみません、議案書の1ページのほうに戻っていただいてよろしいですかね。

こちら、その他の部分が今申し上げましたので、(5)番の今後の予定につきまして申し上げます。

【資料に基づき説明】

以上、今後の予定につきましては以上でございます。

議長

その他までお願いします。

事務局

その他ということで、こちらお知らせでございます。令和2年度第2回糸島市期間入札公売広報という資料をお配りしております。

こちらは、1ページに期間入札のスケジュール関係と、公売財産の詳細としては12ページに記載されています。今回、この12ページに記載している農地について、期間入札による不動産の売買を行います、というお知らせでございます。

今回、期間入札ということで、3月8日から3月12日の15時までが札を入れる期間でございます。こういう農地の入札を行いますと、農業委員会としてどうなるのかという部分を言いますと、入札に参加する方につきましては、今回農地の売買に係ることになりますので農業委員会の総会において買受適格証明願の発行についての議案を審議することになります。結局、Aさんがこの土地を買うのに、農地法3条の許可ができる方なのかどうかという部分を審査した上でAさんは買受適格証明を発行すると。Bさんは農地を全然持たんからBさんは発行しないとかという部分。総会で諮る案件でもございます。2月10日の総会と3月10日の総会までが入札に間に合う期間になってきます。期間入札が3月12日まで組ん

でいますので、2月、3月の総会の受付期間に、買受申出があった場合、調査部会での面談及び農業委員会総会で適格かどうかの審議入ってくるというところでございます。もちろん、公売期間の前までに話がつけば、この公売会自体も廃止になることもございますが、農業委員さんの皆様につきましては、このホームページで出ている情報の提供をこの場でさせていただくものです。

その他については、事務局からは以上でございます。

議長

ありがとうございました。
ほかに質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

なかったら終わっていいですか。

事務局

ありがとうございました。
それでは、閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

副会長

今日はいろんな意見が出まして、ありがとうございました。慎重に審議していただきました。

これをもちまして、第23回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

令和3年1月8日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

6 番 丸 山 文 子

18番 原 田 正 成

